

JUMP UP

もおか

～だれもが『わくわく』する街づくり～

市勢発展長期計画増補版 計画原案
(2017.8)

はじめに

1 第11次市勢発展長期計画増補版策定の目的	1
2 計画の期間	1
3 第11次市勢発展長期計画とは	1

新たなまちづくりの方向性	2
--------------	---

まちづくりの基本戦略	3
------------	---

市政発展の基本計画

プロジェクトⅠ こどもの元気な成長プロジェクト

施策Ⅰ－1 学力を県内トップレベルへ上げる取組	4
施策Ⅰ－2 ICT（情報通信技術）を活用した学校教育の推進	5
施策Ⅰ－3 小学校低学年での英語授業など英語教育の充実	6
施策Ⅰ－4 子どもの体力アッププログラム（地域との連携）	7
施策Ⅰ－5 もおか次世代リーダー育成事業（高校生の海外留学支援）	8

プロジェクトⅡ 若い世代・子育て応援プロジェクト

施策Ⅱ－1 U・Iターン等雇用の促進	9
施策Ⅱ－2 女性が社会に参加しやすい環境づくり	10
施策Ⅱ－3 女性創業支援スクールの開設	11
施策Ⅱ－4 まちなか子育て支援施設の整備	12
施策Ⅱ－5 病児・病後児保育の充実	13

プロジェクトⅢ いつまでも安心な暮らしの実現プロジェクト

施策Ⅲ－1 芳賀日赤との連携強化による地域医療の充実	14
施策Ⅲ－2 高齢者・健康増進ゾーンの整備	15
施策Ⅲ－3 ICT（情報通信技術）を活用した地域見守り体制の構築	16
施策Ⅲ－4 広域連携による移動手段・公共交通ネットワークの確保	17
施策Ⅲ－5 障害者優先調達の推進による障がい者の自立支援	18
施策Ⅲ－6 障がい者のための地域生活拠点等の整備	19

プロジェクトⅣ とちぎをリードする産業プロジェクト

施策Ⅳ－1 園芸立国もおかの推進	20
施策Ⅳ－2 全国いちごサミットの開催	21
施策Ⅳ－3 チャレンジファーム事業	22
施策Ⅳ－4 真岡式グリーンツーリズム	23
施策Ⅳ－5 産業団地の新規造成による企業誘致の推進	24
施策Ⅳ－6 内陸型火力発電所をシンボルとした「スマートエネルギーもおか」の推進	25
施策Ⅳ－7 ローカルベンチャー企業創出支援	26
施策Ⅳ－8 空き店舗再活用事業	27

プロジェクトⅤ まちの活力再生・魅力創出プロジェクト

施策Ⅴ－1 中心市街地のリノベーションの推進	28
施策Ⅴ－2 まちのステーション整備の推進	29
施策Ⅴ－3 DC（デスティネーションキャンペーン）を契機とした観光振興	30
施策Ⅴ－4 フィルムコミッションの推進	31
施策Ⅴ－5 廃校施設等を活用した地域活性化の取組	32
施策Ⅴ－6 各種地域資源をつないだ「真岡ブランド」づくり	33
施策Ⅴ－7 スポーツによるもおか創生の推進	34
施策Ⅴ－8 コミュニティFM整備事業	35

はじめに

1 第11次市勢発展長期計画増補版策定の目的

本市は昭和45年に第1次市勢発展長期計画を策定して以来、社会経済の変動や計画期間の終了などにより、11次にわたって計画を策定し、市政運営の指針として積極的に市勢の発展、市民福祉の向上に努めてまいりました。

平成22年度から平成31年度までの10か年間の基本構想と、平成27年度から平成31年度までの5か年間の基本計画とする「第11次市勢発展長期計画」は3年度目を迎えており、今後も、本市が将来に渡って発展を遂げていくための明確なビジョンを示すため、「第11次市勢発展長期計画」の着実な推進を図るとともに、本市の未来を見据えた5つのプロジェクトを柱とする「増補版」を策定したものです。

2 計画の期間

計画の目標年次は、平成31年度とします。

3 第11次市勢発展長期計画とは

産業の活力と計画的な都市づくり、文化遺産や日本一の「いちご」などの農業と豊かな自然環境を生かしたまちづくりを推進し、人、自然、産業が調和する都市を目指すとともに、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった、移り住んでよかった」と実感できる、安らぎと潤いに満ちた「だれもが“ほっと”できるまち」の実現を目指した、本市のまちづくりの最上位計画です。

「日本一安全なまち」の実現に向けた、「4つの安心」をまちづくりの基本戦略に位置づけ、7つの政策と42の施策を掲げた計画です。



新たなまちづくりの方向性

～だれもが「わくわく」する街づくり～

これまでのまちづくりの方向性を踏まえながら、
ふるさと「真岡市」が将来にわたって発展していくため、
質の高い地域資源を生かし、より多くの魅力を創出することによって、
若い世代が希望を持って「真岡に住みたい、働きたい、子育てしたい」、
そして楽しさを実感できる

～だれもが「わくわく」する街づくり～ の実現を目指します。

まちづくりの基本戦略

「JUMP UP もおか」、そして「だれもが“わくわく”する街づくり」は、ふるさと「真岡市」が、栃木県をリードし、全国に誇れる都市となるため、市民の皆様と「絆」を大切に対話・協働・連携を進めながら、「選ばれる都市（まち）もおか」を実現することであり、その実現のため、真岡市の未来を見据えた「5つのプロジェクト」をまちづくりの基本戦略と位置づけ、重点的に取り組みます。

I こどもの元気な成長プロジェクト

確かな学力の育成など教育環境の充実により、たくましい「もおかっ子」を育てます。

II 若い世代・子育て応援プロジェクト

若者が魅力を感じ、ファミリー世帯が住みやすいと思うまちの実現に向け、若者や女性の仕事をつくり、子育て支援を充実します。

III いつまでも安心な暮らしの実現プロジェクト

高齢者や障がいのある人にも優しい、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

IV とちぎをリードする産業プロジェクト

東京圏を意識した戦略的な園芸農業の推進や、魅力ある産業の創出により、若い世代を呼び込み、経済活動を県内トップクラスに伸ばします。

V まちの活力再生・魅力創出プロジェクト

若い世代が魅力を感じ、担い手となって未来をともに描いていけるような、新たなもおかの元気を創出します。



プロジェクトⅠ

こどもの元気な成長プロジェクト

施策Ⅰ－１ 学力を県内トップレベルへ引き上げる取組

（１）施策の目的

全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査において、県内トップレベルの学力を身に付けるための学習支援に取り組めます。

（２）現状と課題

全国学力・学習状況調査の平均正答率から見た本市の結果は、中学校においては、全国、栃木県と比べてほぼ同程度で推移しています。しかし、小学校においては、全ての教科で全国、栃木県を下回る結果となっています。特に、小学校国語においては、「書くこと」の領域が課題となっています。

また、平成28年度の結果は、各教科の正答数の度数分布からも、正答数の多い児童生徒の割合が少なく、正答数の少ない児童生徒の割合が多い傾向が見られることから、個に応じた指導を充実させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用して問題解決をする思考力・判断力・表現力等の育成に向けて、授業を改善していく必要があります。

（３）施策の展開

ア 学力調査の実施

- （ア） 全国学力・学習状況調査（４月） 小6、中3
- （イ） とちぎっ子学習状況調査（４月） 小4・5、中2
- （ウ） 真岡市総合学力調査（４月） 小3、中1
（11月） 小3～中2

イ 学力向上推進研修会の実施（年2回）

ウ 「分かる、できる、定着する」指導の充実

エ 教員の授業力、指導力の向上のための支援の充実

オ 学校図書館司書の小・中学校全校への配置

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
全国学力・学習状況調査で栃木県 教科合計平均正答率との差			
小学校6年（国語・算数）	小学校 ー0.4	小学校・中学校 ともに全教科で 栃木県の平均正 答率を上回る。	ー
中学校3年（国語・数学）	中学校 ー0.2		

施策Ⅰ－２

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した学校教育の推進

（１）施策の目的

ＩＣＴ（タブレット、電子黒板等）を活用し、児童生徒の学習への興味・関心を高めるとともに、分かりやすい授業や主体的・協働的な学習を実現することによって、確かな学力の育成を図ります。

（２）現状と課題

全国的には、国が定める教育の情報化ビジョンの方針に基づき、学校へＩＣＴ機器が整備され、学校教育の情報化が進められています。

本市においても、各学校へパソコンや電子黒板等のＩＣＴ機器やネットワーク環境、システムの導入に向けた取り組みを進めているところでありますが、県内の導入水準からすると遅れている状況であり、これらの課題解決に向けた学習環境の整備を図るとともに、子どもと向き合う時間を確保するための校務事務の効率化も図っていく必要があります。

（３）施策の展開

- ア 情報通信技術を活用した分かる授業の積極的な導入
- イ 各種情報通信ネットワークを活用した情報活用能力の育成
- ウ 情報モラルに関する指導の充実
- エ 教員のＩＣＴ活用指導力の向上に向けた研修の充実
- オ ＩＣＴ支援員の配置や教員の校務負担の軽減

（４）施策の実施目標

- 平成２９年度：先進的自治体の実施状況の調査等による具体的な導入方法の検討
導入に向けた計画の策定
- 平成３０年度：モデル校（小中学校１校ずつ）を選定し、タブレットの導入及び電子黒板等の設置により学習効果を検証
校務支援システムの導入・活力に向けた検討の推進
- 平成３１年度：モデル校の検証に基づく、全校導入の推進

施策Ⅰ－３ 小学校低学年での英語授業など英語教育の充実

（１）施策の目的

グローバル化が進展する中で、英語によるコミュニケーション能力の素地を小学校低学年から養うため、英語の授業など英語教育の充実を図ります。

（２）現状と課題

新学習指導要領では、小学５・６年生の英語が教科となり、年間７０時間の授業を実施することになります。また、小学３・４年生においても、年間３５時間の授業を実施します。

現在、小学１・２年生においては、年間５回、ＡＥＴとのチームティーチングによる英語の授業を実施していますが、小学３年生から中学３年生までの英語教育の充実のためにも、小学３年生から中学３年生までの英語教育の充実のためにも、小学１・２年生から意図的・計画的に英語の授業を展開するとともに、授業の質の充実を図ることが重要となります。

また、課題としては、平成３２年度に実施となる新学習指導要領に対応した教育計画の作成や授業時数の確保、小学校教職員の指導力の向上などが挙げられ、全面実施に向け、前倒して実施していきます。

（３）施策の展開

- ア 小学１・２年生における年間１０時間の英語授業の確保とその充実
- イ 小学校外国語活動支援員（ＪＴＥ）及び英語指導助手（ＡＥＴ）の派遣
- ウ 小学校外国語研修会の実施（小学校学級担任全員を対象）
- エ 外国語研究校の指定（久下田小学校 Ｈ２９、３０の２年間指定）
- オ 分かりやすい英語教材の導入
- カ イングリッシュ・サマーキャンプの実施

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
とちぎっ子学習状況調査における 中学2年生の質問結果			
「英語の学習は好きですか」	73.7%	80.0%	6.3%
「英語の授業で、自分の考えや気持ちなどを積極的に相手に伝えようとしていますか」	78.1%	80.0%	1.9%

施策Ⅰ－４ 子どもの体力アッププログラム（地域との連携）

（１）施策の目的

子ども達の体力の低下傾向を改善するため、各学校においては、工夫・改善を図りながら体力の向上に向けて取り組んでいます。この取組に、運動に携わる地域の有能な人材が連携するシステムを構築し、子ども達の基礎体力の向上を図ります。

（２）現状と課題

全国体力・運動能力調査（小５男女、中２男女が対象）の結果においては、小学５年生男女とも、握力、反復横とびにおいて全国、栃木県平均を上回っていますが、立ち幅とび、ボール投げで全国、栃木県平均を下回っています。体力合計点においては、小学５年男子は、全国平均は下回っていますが、栃木県平均は上回っています。小学５年女子は、全国、栃木県を下回る結果となっています。

中学２年生男女では、握力、反復横とび、持久走で全国、栃木県の平均を上回っています。特に持久走においては、全国、栃木県平均を大きく上回っています。５０ｍ走、ボール投げにおいては、全国、栃木県平均を下回っています。体力合計点においては、男女ともに全国、栃木県を下回る結果となっています。

（３）施策の展開

- ア 新体力テストの結果分析及び課題改善に向けた取組
- イ 各学校での体力向上の取組を情報交換するとともに、体力向上プログラムの作成
- ウ 地域スポーツ支援員の創設

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国の体力合計点との差	小５男 －１．８ 小５女 －１．５ 中２男 －１．４ 中２女 －０．５	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学校男女、中学校男女ともに全国の体力合計点を上回る	—

施策Ⅰ－５ もおか次世代リーダー育成事業（高校生の海外留学支援）

（１）施策の目的

本市の将来を担う次世代のリーダーを育成します。特に、国際的な感覚を身に付けるため、海外留学にチャレンジする高校生を支援します。

（２）現状と課題

急速に進行する少子高齢化、経済のグローバル化、情報技術の進展など、多様に激しく変動する社会環境に、即応できる創造性あふれた人材が求められます。

国際的な視野を持ち、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけた国際的に活躍できるグローバル人材の育成が必要となります。

（３）施策の展開

多様な分野でリーダーシップを発揮できるグローバルな人材を育成します。そのために、意欲ある若者の海外留学を高等学校の段階で支援するとともに、中学校でのリーダーの養成を図ります。

ア 市内在住の高校生の海外留学支援

（ア） 留学に必要な費用の一部助成

（イ） 留学体験を踏まえた、小・中学生との意見交換会

イ 中学生リーダー育成プログラムの実施

（ア） 各学校の代表生徒のリーダーとしての資質・能力の向上を図る研修会の実施
（交換留学生との交流会など）

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
高校生の海外留学支援	—	40人	40人

※ 成果指標は累計数とします。



プロジェクトⅡ

若い世代・子育て応援プロジェクト

施策Ⅱ－１ ＵＩＪターン等雇用の促進

（１）施策の目的

企業が求める優秀な人材を確保するとともに、本市への移住促進を図るため、ＵＩＪターン者が働き続けることができる雇用環境を整備します。

（２）現状と課題

平成２７年１０月策定の「真岡市人口ビジョン」の予想を上回る速度で、人口減少が進行しています。

大学進学等に伴う県外転出者は、大企業などの知名度の高い企業についての情報は有しているものの、中小企業についての情報を得ることが難しいなどの理由から、大都市での就職希望が強く、地場の中小企業等における人材不足の状況が生じる要因のひとつとなっています。

このことから、地場の中小企業の特徴などの情報を広く発信し、ＵＩＪターン等雇用の促進により、市内事業所における人材の確保と地元就労の拡大、移住・定住による人口減少問題の克服を図る必要があります。

（３）施策の展開

雇用の創出、移住・定住の促進を図るため、企業誘致の推進と未操業地の早期操業の促進、及び地場企業の情報発信の支援と雇用機会の創出を図ります。

また、地場企業によるＵＩＪターン等の雇用に対す支援策を講じ、雇用環境の整備を図ります。

- ア 企業誘致による雇用の創出
- イ 合同就職面接会の開催
- ウ 就労者定住促進奨学金返還支援事業による支援
- エ ＵＩＪターン者雇用に対する地場企業及び就業者への支援

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
合同就職面接会参加者数	0人	240人	240人
就労者定住促進奨学金返還支援事業による新規助成件数	0人	5人	5人

※ 成果指標は累計数とします。

施策Ⅱ－２ 女性が社会に参加しやすい環境づくり

（１）施策の目的

男女共同参画社会の実現に向けて、女性がより一層いきいきと活躍できる働きやすい職場づくり、環境づくりを促進します。

（２）現状と課題

人口減少や高齢化、経済のグローバル化が進む中、活力ある社会を実現するためには、男女が性別にとらわれずに個人の意思に基づいて、その個性と能力を発揮できることが重要です。

本市では、平成29年3月に策定した「第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画」に基づき男女共同参画の推進に向けて、各種事業を展開していますが、特に、女性が活躍しやすい環境づくり、女性職員のキャリア形成、人材育成等の取組みを進める必要があります。

（３）施策の展開

女性の意思に基づいて、職業生活を送るとともに、個性と能力が十分に発揮されるよう、女性が職業生活において活躍できる環境づくりを推進します。

また、講演会、セミナー、研修等により、女性が活躍できる環境づくりの意識を高めていくほか、女性が意思決定の場に参画していくための支援を充実します。

ア 人権の尊重と男女共同参画意識づくりの促進

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

（ア）ワーク・ライフ・バランスの推進

ウ あらゆる分野における男女共同参画の推進

（ア）講座、研修等による女性のキャリア形成の支援

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っているという回答した市民の割合	19.1%	40.0%	20.9%
市役所の係長相当職以上の女性職員の割合	(市長部局内) 7.5%	(市長部局内) 15.0%	(市長部局内) 7.5%

施策Ⅱ－３ 女性創業支援スクールの開設

（１）施策の目的

女性の新たな活力を引き出すため、女性起業家の育成を図ります。

（２）現状と課題

結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が多く、復帰するための受入れ態勢が十分ではないため、能力と意欲がありながら、なかなか現役に復帰することができないまま時間が過ぎてしまったという優秀な人材も少なくありません。

また、女性は男性に比べ、家事や育児の負担が重いうえ、資金や経験を得る機会も少ないことから、知識やノウハウが不足し、起業を実現しにくい環境に置かれています。

このようなことから、女性のための経営や事業に必要な知識・ノウハウを得る機会を創出し、女性起業家を支援する必要があります。

（３）施策の展開

女性が起業する際の、経営知識一般（財務・会計を含む）の習得や事業に必要な専門知識・技術の習得を支援するため、真岡商工会議所が実施する女性向け創業セミナーの開催、インキュベーション施設の運営などを支援します。

また、起業・創業のための設備資金・運転資金の融資等により、女性起業家を支援します。

- ア 女性向け創業セミナー開催の支援
- イ インキュベーション施設運営の支援
- ウ 真岡市商工振興資金による融資
- エ 起業・創業をするための支援

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
創業支援セミナー参加者数（女性）	27人	60人	33人
女性向けセミナーの開催回数	0回	3回	3回
真岡市商工振興資金による融資件数 (女性を対象とした創業資金)	1件	3件	2件

（１）施策の目的

子どもの遊び場に加え子育てサロン機能を持つ複合施設を整備し、子育て世代へのサービスの提供や交流を促進します。

（２）現状と課題

本市では、乳幼児を持つ保護者世帯の約７割が核家族となっており、年々増加傾向にあります。また共働き世帯も多く、子育て中の保護者の約７割を占めています。このような社会背景により、地域社会とのつながりの希薄化、子育てに対する不安や孤立感から育児ストレスの増加などが懸念されています。

そのような中、市内には、未就学児親子が気軽に遊べる子育て支援施設として、第一子育て支援センター、第二子育て支援センター、地域サロン（４地区）、にのみや保育園子育て支援センターがあり、多くの利用者でにぎわっています。

今後さらなる子育て支援の充実をめざし、新しい子育て支援センターの整備が必要となっています。整備にあたっては、現行の支援内容・機能をさらに充実させ、大型遊具を備えるなど魅力あふれる屋内施設の整備が求められています。

（３）施策の展開

新庁舎周辺におけるまちのステーション整備と連携を図りながら、複合施設の一部としてまちなか子育て支援施設の整備を推進します。

- ア 利便性・安全性・機能性を考慮した、施設規模検討の推進
- イ 屋内の遊び場とともに、子育て相談などサロン機能も充実させた内容検討の推進
- ウ 民間の資金やノウハウ等の活用を念頭においた、運営方法の調査・研究
- エ 子どもの乗り物広場などの屋外型施設の整備

（４）施策の実施目標

- 平成２９年度：まちなか子育て支援施設整備のための調査・研究
- 平成３０年度：まちなか子育て支援施設整備に係る基本構想の策定
- 平成３１年度：まちなか子育て支援施設整備に係る基本計画の策定

施策Ⅱ－５ 病児・病後児保育の充実

（１）施策の目的

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、病児・病後児保育の充実を図り、子育て世代を支援します。

（２）現状と課題

近年、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化などの社会的背景が、働く子育て世代の環境にも影響を及ぼしており、仕事と子育ての両立ができる環境の充実が求められています。

特に児童が病氣中や病氣の回復期で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、施設を利用できる病児・病後児保育事業が求められています。

このような背景を踏まえ、本市では既に実施している病後児保育事業に加え、平成２９年度から宇都宮市内にある施設で病児保育事業の実施を開始したところですが、より利用しやすい市内での導入を図る必要があります。

（３）施策の展開

ア 仕事と子育ての両立の支援

（ア） 民間委託による病児保育事業の推進

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
病児保育事業	0か所	1か所	1か所



プロジェクトⅢ

いつまでも安心な暮らしの実現プロジェクト

施策Ⅲ－１ 芳賀日赤との連携強化による地域医療の充実

（１）施策の目的

身近な医療から高度な医療まで、いつでも安心して医療が受けられるよう、芳賀赤十字病院や医師会等と連携を強化し、地域医療の充実を図ります。

（２）現状と課題

本市における医療体制は、初期救急は芳賀地区救急医療センターが、二次救急は芳賀赤十字病院が、三次救急は市内に施設はありませんが、県内の５つの救命救急センターが、役割を担っています。

芳賀赤十字病院は、平成３１年春の開院に向け、新病院建設に着手しており、将来の三次救急も見据えた整備を進めています。本市においては、新病院開院に合わせて、同敷地内に急患センターを整備する計画です。

今後も引き続き、市民が生涯にわたって受けられる地域完結型の医療を目指し、地域医療の発展に大きく寄与することが期待される芳賀赤十字病院や医師会など関係機関と連携を強化し、救急医療の充実や医療連携体制の構築を図る必要があります。

（３）施策の展開

- ア 病院群輪番制病院（二次救急医療機関）の機能強化の支援
- イ 小児救急拠点病院の機能強化の支援
- ウ 公的病院の機能強化の支援
- エ 芳賀赤十字病院の新病院建設への支援
 - （ア） 救急医療の充実
 - （イ） 災害拠点病院としての機能強化
 - （ウ） 周産期医療の充実
- オ （仮称）真岡市休日夜間急患センターの整備
- カ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力体制の充実
 - （ア） 地域完結型医療の構築

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 （平成27年度）	目標年次 （平成31年度）	増減
市内の医療体制に満足している市民の割合	79.8%	82.0%	2.2%
芳賀赤十字病院と連携した急患センターの整備	0か所	1か所	1か所

施策Ⅲ－２ 高齢者・健康増進ゾーンの整備

（１）施策の目的

市民が生涯にわたって、健康でいきいきと暮らすことができるよう、まちなかに高齢者・健康増進ゾーンを設け、居住環境等の整備を推進します。

（２）現状と課題

全国的に人口減少や少子高齢化が進展するなか、本市においても高齢化率は年々上昇傾向にあり、平成２９年は２５．１％ですが、平成３１年には２６．３％に達すると推計されています。

また、高齢化社会が進展するなか、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者は一層増加するものと見込まれており、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、各世代における健康を増進し、疾病予防、早期発見、重症化予防などの保健事業を計画的に推進し、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命の延伸を図ることが重要です。

本市の中心市街地では高齢者人口が多く、高齢者向け住宅や公共交通の拡充などに係る需要は増えています。

市民が住み慣れた地域で、生きがいのある充実した生活を送ることができるように、居住環境の充実と健康増進施設の整備の必要があります。

（３）施策の展開

幅広い年代が利用でき、生涯を生きがいのある充実した生活を送ることができるように、高齢者・健康増進ゾーンを設置し、市民の健康増進を推進します。

- ア 中心市街地に高齢者・健康増進ゾーンの候補地の検討
- イ 中心市街地リノベーション事業と連携による、高齢者・健康増進ゾーンの整備の検討
- ウ 防災公園を兼ねた、健康遊具を設置した公園整備の検討

（４）施策の実施目標

- 平成２９年度：高齢者・健康増進ゾーンの配置及び導入機能の検討
- 平成３０～３１年度：高齢者・健康増進ゾーンの整備内容の検討

（１）施策の目的

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、緊急時の通報手段を高齢者でも簡単な操作でできるＩＣＴ（ペンダント型発信機、センサー等）を利用したシステムにより、切れ目のない地域見守り体制を構築します。

（２）現状と課題

ケーブルテレビのインターネット回線を利用して、緊急通報システムの端末機と委託先通報受信センター（警備会社）を接続し、平時の見守り、緊急通報時の対応を行うほか、月１回の安否確認訪問や２４時間対応の電話相談を実施しています。

また、地域見守り体制の構築を推進するためには、地域住民や民生委員等の協力が必要であり、地域での見守りに対する意識の高揚を図る必要があります。

（３）施策の展開

- ア 緊急通報システム整備の推進
- イ 地域福祉づくり推進事業の高齢者等見守りネットワーク事業との連携
- ウ 地域共助活動推進事業との連携

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
緊急通報システム設置世帯数	255世帯	395世帯	140世帯

施策Ⅲ－４

広域連携による移動手段・公共交通ネットワークの確保

（１）施策の目的

市内の公共交通機関の利用者や、市域を越える移動ニーズに対応し、広域連携による利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。

（２）現状と課題

市内の公共交通機関は、真岡鐵道、民間路線バスや、「いちごタクシー」と「コットベリー号」が運行しています。

平成34年3月には、芳賀・宇都宮東部地域においてLRT（次世代型路面電車システム）の運行が予定されています。

今後も、地域公共交通の更なる利用促進と地域への定着化を図るとともに、市内の移動だけではなく、LRTや民間バス路線等との連携によって、広域的な公共交通ネットワークを構築し、県内外から新たな人の流れを呼び込めるよう、積極的に取り組んでいく必要があります。

（３）施策の展開

地域公共交通については、地域の足として確保・維持し、利用者のニーズに応じた、利便性の向上と更なる利用促進に努めます。

栃木県や周辺市町と連携し、広域的な移動ニーズへの共通課題の解決を図るとともに、LRTの活用について、民間バス事業者等と連携して取り組みます。

- ア 芳賀赤十字病院の移転新築を見据えた、「いちごタクシー」と「コットベリー号」の運行内容の抜本的な見直しの実施
- イ 公共交通機関（真岡鐵道、民間路線バス、いちごタクシー、コットベリー号）の相互連携の推進
- ウ LRTとの連携の推進（トランジットセンターへのアクセスの検討）
- エ 栃木県、周辺市町との広域連携の推進

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
公共交通が利用しやすいと感じている市民の割合	32.7%	35.0%	2.3%

施策Ⅲ－５

障害者優先調達の推進による障がい者の自立支援

（１）施策の目的

障害者就労施設等が供給する物品や役務の調達を積極的に推進し、障がい者の経済面での自立を支援します。

（２）現状と課題

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的基盤を確立することが重要であり、このためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する必要があります。

市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、毎年、優先調達推進方針を策定して、調達目標額を設定し、その調達にあたっています。

障がい者の自立を支援するためには、今後も積極的に調達に取り組んでいく必要があります。

（３）施策の展開

- ア 全庁を挙げた優先調達の取り組みの推進
- イ 障害者就労施設等による市のＰＲ商品の開発と活用
- ウ 市内の民間企業及び国、県出先機関等への優先調達の働きかけ

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
年間の優先調達額	40,000円	1,000,000円	960,000円
障害者就労施設等による市のＰＲ商品の開発個数	0個	3個	3個

（１）施策の目的

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制の整備を図ります。

（２）現状と課題

障がい者の親亡き後を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供体制を構築する必要があります。

このためには、障がい者の居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）の強化が必要となります。

国は、第４期障害福祉計画の基本指針において、障がい者の地域生活を支援するため、平成２９年度末までに、市町村又は障害保健福祉圏域ごとに少なくとも１つの地域生活支援拠点を整備することを目標としています。

（３）施策の展開

市では、複数の事業所等が分担して居住支援のための機能を担い、連携して地域の障がい者の支援にあたる方法（面的整備型）により整備を進めます。

また、市内の事業所等だけでは機能が不足している場合などは、芳賀地区内の事業所等とも連携して整備を進めます。

- ア 相談支援体制の充実
- イ 基幹相談支援センターの設置
- ウ 緊急時の短期入所受け入れ体制の構築
- エ 地域活動支援センターの充実

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
基幹相談支援センターの設置	0か所	1か所	1か所
緊急時の短期入所受け入れ事業所数（芳賀地区内）	0事業所	3事業所	3事業所
地域活動支援センター（さくらんぼ）の利用者数	9名	15名	6名



プロジェクトⅣ

とちぎをリードする産業プロジェクト

施策Ⅳ－１ 園芸立国もおかの推進

（１）施策の目的

首都圏に位置する地理的優位性を活かし、戦略的な園芸農業の推進及び水稲から園芸作物への作付転換を支援し、農業者の所得の増大や農業後継者・新規就農者の増加を図ります。

（２）現状と課題

本市の農業の特徴は、首都圏に位置する地理的優位性を活かした園芸農業であり、いちごやトマト、なす、にら、たまねぎなどの県内有数の産地となっています。特に、いちごは、平成29年産の生産量が7,111t、販売額は80億2,900万円と、日本一の産地を誇っています。

近年、野菜については、加工・業務用を中心として需要が高まっており、国の米政策の見直しに対応するため、米から需要のある加工・業務用野菜やいちご、トマトなどの施設園芸への作付転換を図り、収益力の高い儲かる農業を確立することが求められています。

（３）施策の展開

「園芸立国もおかの推進」のため、既存の支援策に加え、新たな支援制度を構築し、園芸農業の推進及び水稲から園芸作物への作付転換を支援します。

- ア 水稲からなす、たまねぎ等の露地野菜への作付転換、露地野菜の生産拡大を図るための整備支援
- イ いちご等施設園芸作物の新規導入・生産拡大を図るためのパイプハウス等の整備支援
- ウ 関係機関と連携を図りながら、農業者及び生産団体等に対する、国や県の補助事業の活用促進
- エ 農産物直売所やアンテナショップでの販売、各種イベントでのPR活動、ふるさと納税返礼品等を通じた、本市産農産物のブランド力の向上

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
いちご販売額	7,364 百万円	8,500 百万円	1,136 百万円
たまねぎ販売額	198 百万円	220 百万円	22 百万円

施策Ⅳ－２ 全国いちごサミットの開催

（１）施策の目的

いちご日本一の生産地として、いちご生産をリードする本市を会場に、全国の主要生産地の関係者が一堂に会し、生産技術の向上や消費拡大など、将来のいちご産業について考える「全国いちごサミット」を開催します。

（２）現状と課題

本市の平成２９年産のいちご年間生産量は７，１１１ｔ、販売額は８０億２，９００万円と、生産量、販売額ともに、日本一を誇っています。

いちごの魅力を積極的かつ効果的に情報発信することにより、本市産いちご及び本市の知名度アップやブランド力を向上していくことが必要となっています。

（３）施策の展開

全国いちごサミットを開催し、真岡のブランド力を高めます。

- ア いちご生産技術の向上
- イ 全国の主要いちご生産地との交流
- ウ いちごやいちごを使用した６次産業化商品（ジェラート、ケーキ、ジャム等）の消費拡大
- エ 「いちご日本一のまち真岡」のブランド力の向上
- オ いちごの魅力による、まちのにぎわいと活気の創出

（４）施策の実施目標

- ・平成２９年度：先進地視察・調査研究、準備委員会・市内プロジェクトチームにおいて開催内容の検討
- ・平成３０年度：実行委員会において開催内容の検討、主要産地への参加呼びかけ、全国への情報発信、ＰＲ活動により機運醸成
- ・平成３１年度：全国いちごサミット開催（平成３１年の秋から平成３２年の春）

施策Ⅳ－３ チャレンジファーム事業

（１）施策の目的

本市における独自の新規就農者育成支援策を再構築し、新規就農者を本市に呼び込み育成するチャレンジファーム事業により、次代を担う農業人材の確保を図ります。

（２）現状と課題

新規就農者数は、平成２３年度から２７年度の過去５年間で１２５人となっています。年度別では平成２７年度が２１人、平成２８年度は２３人と急激な増加は見込めない状況となっています。

一方、農林業センサスによる農業就業人口の推移を見ると、平成２３年から平成２７年の過去５年間で１，３８９人、２２．８％の減少となっています。

また、年齢別就業人口においても、６０歳以上の就業者率が７２．８％で、高齢化が顕著となっており、農業従事者数の確保、特に新規就農者の育成・確保を図る必要があります。

（３）施策の展開

新規就農者を確保・育成するための既存の支援策と、「園芸立国もおかの推進」を実現するための新たな支援策等を融合させた支援制度を構築し、次代を担う農業人材の確保を図ります。

- ア 支援制度に関して生産者との話し合いなどによる意見の集約
- イ 就農の検討段階から就農後まで、各段階に応じて県や農業協同組合など関係機関と一体となった支援の実施
- ウ 「起農するならくもおか」をキャッチフレーズに、高校や大学などに積極的な周知活動を実施
- エ 県内外で実施される新規就農者相談会への参加
- オ 新規就農塾やとちぎ農業未来塾、いちごゆめファームなど各種研修機関の活用

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
新規就農者数	125人	140人	15人

※ 成果指標は累計数とします。

施策Ⅳ－４ 真岡式グリーンツーリズム

（１）施策の目的

本市の魅力ある農業を最大限に活かした、農業体験や農泊を通して、都市と農村の交流を推進し、本市への移住・本市での起農につなげていく「真岡式グリーンツーリズム」を構築します。

（２）現状と課題

本市のグリーンツーリズムの取組状況は、真岡いちごまつり、井頭観光いちご園でのいちご狩り、尊徳さんの田んぼでの米づくり体験、真岡もめんの機織り体験など都市住民との交流を図っています。

一方、国や県では滞在型の交流である農泊を推進しており、人々との交流や生活体験をより深めることができる滞在型のグリーンツーリズムを推進しています。

このようななか、都市と農村のつながりを強め農村地域における移住・定住につなげていくことが必要となっています。

（３）施策の展開

あぐ里っ娘周辺での農業体験や、既存のグリーンツーリズム事業を、関係機関と連携しながら推進します。

また、本市の農業の特徴である園芸作物を生産する農家等に、都市住民等が宿泊し、農業体験を通じて、本市の収益性の高い儲かる農業を知ってもらおうと同時に、本市の魅力についても実感してもらい、本市への移住・本市での起農につなげていく「真岡式グリーンツーリズム」を構築します。

（４）施策の実施目標

- 平成２９年度：先進地事例の調査・研究
- 平成３０年度：真岡式グリーンツーリズムの検討
（協議会設立、農家の開拓・資質向上、体験プログラムの作成）
- 平成３１年度：真岡式グリーンツーリズムの構築
（農家の法的許認可の支援、集客のためのＰＲ活動）

施策Ⅳ－５ 産業団地の新規造成による企業誘致の推進

（１）施策の目的

首都圏に属する地理的環境や高速道路ネットワークなど、本市の強みを生かした産業団地の新規造成によって、新たな企業の誘致を推進することで、雇用の機会を創出し、人口減少を抑制するとともに財政基盤の確立を図ります。

（２）現状と課題

本市は、首都から約90kmという大変恵まれた地理的環境に位置していることに加え、「北関東自動車道真岡インターチェンジ」や「鬼怒テクノ通り」などの充実した高速交通ネットワークと直結していることで、首都圏はもとより国内主要都市や市内内外の既存工業団地等へのアクセスや広域連携等が容易であるなどの優位性を持っています。

このような強みを背景に、真岡第1～第5工業団地及び大和田産業団地が整備され、それぞれの分譲地についても完売もしくは完売の見通しがついてきた状況にあります。

また、真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口推計では、本市の総人口は平成20年をピークに減少に転じ、今後も引き続き減少していくと予測しています。

このように、本市の現状を踏まえると、新たな産業団地を造成し企業を誘致することで、将来に渡り雇用の機会を創出し、さらに本市への移住・定住を促進し、人口減少を抑制するとともに財政基盤の確立を図る必要があります。

（３）施策の展開

本市と市内外を結び交通ネットワークの要である「北関東自動車道真岡インターチェンジ」や「鬼怒テクノ通り」にアクセスしやすい地域に新たな産業団地を計画・造成することで、製造業や物流業などを中心とした優良企業の誘致を進めます。

（４）施策の実施目標

- 平成29年度：企業ニーズの把握・適地調査・実現可否検討・計画地の決定
- 平成30年度：権利調査・地元合意形成・現況測量
- 平成31年度：基本計画策定・関係機関協議
- ※ 平成32年度以降：事業計画決定・工事施工 ⇒ 早期分譲を目指す

施策Ⅳ－６

内陸型火力発電所をシンボルとした「スマートエネルギーもおか」の推進

（１）施策の目的

国内初の内陸型火力発電所を核として、エネルギーの大切さや地球温暖化防止等に関する啓発、環境学習を進め、効率的なエネルギー利用であるスマートエネルギーを推進します。

（２）現状と課題

エネルギー問題や地球温暖化防止等については、広報や環境学習会を通して、市民への啓発に努めており、市民意向調査の結果からは、多くの市民が、節電・省エネ、太陽光発電、マイバッグ利用、ごみ減量等の何かしらの環境保全に取り組んでいます。

また、栃木県と県内全市町は、国がすすめる温暖化対策のための国民運動「クールチョイス」（省エネ・低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資する賢い選択）に賛同し、平成２９年５月に「クールチョイスとちぎ」共同宣言が行われ、今後、効率的なエネルギーの利用などの地球温暖化防止の取り組みを一層進めていくことが課題となっています。

（３）施策の展開

効率的なエネルギーの利用や地球温暖化防止等について、引き続き、広報や環境学習会を行うとともに、平成３１年後半からの内陸型火力発電所の稼働に伴い、エネルギーの大切さについても学習できる施設の利用が可能となるため、小学校の社会科見学などによる施設見学をすすめます。

また、県内外から多くの見学者が見込まれることから、本市の地域資源の一つとして捉え、ブランド力の向上と交流人口の増加を図りながら、人、自然、産業が調和する環境都市もおかを発信していきます。

- ア 環境学習の推進
- イ 広報による周知
- ウ スマートエネルギーに関する情報発信

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
日常生活で節電の節約に取り組んでいる市民の割合	55.4%	60.0%	4.6%
日常生活でガス、灯油の節約に取り組んでいる市民の割合	28.0%	32.0%	4.0%

施策Ⅳー７ ローカルベンチャー企業創出支援

（１）施策の目的

市内で新たに創業しようとする起業家を支援し、産業の振興を図ります。

（２）現状と課題

本市は、首都から約90km圏内に位置しており、首都圏はもちろん、主要都市へのアクセス環境においても優位性を有しているとともに、多くの地域資源に恵まれています。

しかし、本市の地域の魅力や地域資源を生かして新たな価値を生み、本市ならではの魅力を発信するビジネスや商品がまだ少なく、多くの魅力や資源が埋もれたままになっています。

本市の地域資源を価値に変え、新しいマーケットを創出することにより、産業の活性化、雇用の拡大を図るため、ローカルベンチャー企業創出の支援を図っていく必要があります。

（３）施策の展開

創業支援事業計画に基づき、真岡商工会議所が実施する起業家を対象とした事業を支援します。

また、本市の情報や魅力を発信することにより、新たな起業家の定着を図ります。

さらに、起業・創業のための設備資金・運転資金の融資により、ローカルベンチャー企業の創出を支援します。

- ア 創業塾等開催の支援
- イ インキュベーション施設運営の支援
- ウ 真岡市商工振興資金による融資
- エ 新たに創業しようとする起業家への支援

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
創業支援事業参加者数	86人	100人	14人
創業塾等の開催回数	8回	10回	2回
真岡市商工振興資金による融資件数	4件	5件	1件

施策Ⅳ－８ 空き店舗再活用事業

（１）施策の目的

中心市街地の空き店舗等を活用して起業家を支援するとともに、新たに出店を希望する起業家を誘致・育成するためチャレンジショップを支援し、地域経済の活性化につなげます。

（２）現状と課題

中心市街地は、都市機能・商業機能・文化機能が集積し、長年にわたって伝統を育んできた重要な場所です。

しかし、車社会の進展、人口減少・少子高齢化、大型小売店の郊外への立地等に伴い、中心市街地では、空き店舗の増加や空洞化が進み、地域内のコミュニティが失われつつあります。

また、個人商店においては、経営者の高齢化と後継者不足といった構造的な問題をかかえ、地域商業を支えてきた商店会を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

そのような中、空き店舗の解消を図っていくとともに、起業を促し、地域内の経済を活性化することで商業の振興を図っていく必要があります。

（３）施策の展開

中心市街地の魅力と賑わいを創出し、活性化に資するため、空き店舗や公共性が高い未利用施設の活用促進を図ります。

- ア 空き店舗を活用した起業家等への支援
- イ 商工会議所が運営するチャレンジショップ事業の支援
- ウ 空き店舗所有者と出店希望者のマッチング支援
- エ 空き店舗活用事業制度のPR

（４）施策の成果目標

指 標 名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増 減
空き店舗活用件数 ※	0件	8件	8件

※ 成果指標は累計数とします。



プロジェクトV

まちの活力再生・魅力創出プロジェクト

施策V-1 中心市街地のリノベーションの推進

(1) 施策の目的

真岡地区と久下田地区の中心市街地において、まちなか居住のための基盤整備や沿道景観の修景整備を進め、魅力ある市街地の創出を図ります。

(2) 現状と課題

昭和45年8月4日、都市計画法に基づき、市全域が宇都宮都市計画の指定を受け、昭和45年10月1日、市街化区域と市街化調整区域に線引きしました。

その後、合併や一部見直しなどがあり、現在は市街化区域が1,678ha、市街化調整区域が15,056haとなっており、市街化区域は土地区画整理事業や工業団地造成事業により整備が進んでいます。

しかし、真岡地区の荒町、田町、台町や久下田地区の久下田、石島などの中心市街地では不整形で利用しにくい宅地や狭い道路が残っており、緊急車両の進入や日常生活に不便をきたしています。

また、人口減少や少子高齢化、地場産業の停滞などにより地域の活力が低下していることから、まちなかへの居住と経済社会情勢の変化に対応した都市のリノベーションが求められています。

(3) 施策の展開

中心市街地においては、既存ストックの有効利用や民間活力の利用を図りながら、今後の人口減少や少子高齢化などの経済社会情勢の変化に対応するため、地域に必要な都市機能である医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等の機能を維持していきます。

また、地域の中心拠点として再構築を図り、まちなか居住のための基盤整備や道路とまちなみが調和した沿道整備の基本方針や整備手法等を検討します。

- ア 中心市街地の土地現況調査及び整備に関する意向調査の実施
- イ 基盤整備及び道路とまちなみが調和した沿道整備の調査・研究
- ウ まちなかの賑わい創出に向けた遊休地の有効活用の推進
- エ 民間活力を利用した遊休地の利用促進
- オ 基盤整備及び道路とまちなみが調和した沿道の整備方針及び整備手法の決定
- カ 高齢者・健康増進ゾーンの整備やまちのステーション整備事業と連携した整備の検討

(4) 施策の実施目標

- 平成29年度：中心市街地の整備手法の調査・研究
- 平成30年度：土地現況調査及び整備に関する意向調査の実施
- 平成31年度：中心市街地リノベーションに係る基本方針等の策定

※中心市街地リノベーションとは

中心市街地リノベーションは、空き店舗や整備済の公共施設等の既存ストックを有効利用し、基盤整備や道路とまちなみが調和した沿道整備により、市街地の再構築（再開発）を行うこと

（１）施策の目的

新庁舎整備に合わせて、まちのステーション（新庁舎周辺の交流拠点施設）の整備を図り、まちのにぎわいの創出と魅力の向上を推進します。

（２）現状と課題

新庁舎建設事業は、現在、実施設計を行っており、平成３２年度の開庁に向けて着実に進捗しています。

新庁舎整備にあたっては、単に行政棟を建て替えるだけでなく、新庁舎周辺がまちの顔となる「にぎわいの場」や「魅力の場」となることが求められています。

また、中心市街地のにぎわいの創出を図るためには、観る・遊ぶ・学ぶなどの多様な機能が集積した、子どもからお年寄りまでの幅広い世代の市民が交流する拠点を整備し、魅力のあるまちづくりを進めていく必要があります。

（３）施策の展開

民間の資金やノウハウ等の活用を念頭に、日ごろから多くの市民に利用してもらえる交流拠点施設の整備を推進していきます。

- ア まちのにぎわいを創出する複合的機能を有する施設の配置
 - （ア） 日ごろから多くの市民に利用してもらえる交流拠点機能
 - （イ） まちなか子育て支援施設機能
- イ ＰＦＩなど民間資金やノウハウを活用した事業方式等の検討

（４）施策の実施目標

- 平成２９年度：新庁舎周辺に求められる機能や先進事例の調査・研究
- 平成３０年度：まちのステーション整備に係る基本構想の策定
- 平成３１年度：まちのステーション整備に係る基本計画の策定

施策V-3

DC（デスティネーションキャンペーン）を契機とした観光振興

（１）施策の目的

DCを契機に、真岡鐵道沿線市町の魅力ある観光資源をつなぐ広域観光ルートや利用者のニーズに応じた観光マップ等を作成し、広域的な観光の振興を図ります。

（２）現状と課題

平成29年にプレDCが開催され、観光事業者等に対し、重要な観光資源である「いちご」「SL」「真岡木綿」を活かした体験型ツアーを展開しました。

また、本市の魅力をSNS等のあらゆる媒体を通じて、積極的に発信し、交流人口の増加を図っています。

今後は、真岡の桜まつりをはじめ、5大夏祭り等、観光資源の磨き上げや発掘を行い、イベントやPRの強化を図るとともに、広域的連携が求められています。

（３）施策の展開

平成30年のDC本番に向け、観光資源の磨き上げや発掘を行い、地域を越え近隣市町との連携を図ります。また、DCを契機として継続的に広域的なイベントやPR活動を展開し、交流人口の増加に努めます。

- ア 観光情報発信体制の強化
- イ 観光資源の掘り起こしと磨き上げ
- ウ 広域的な観光ルートの設定とマップの作成

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
観光客入込数	2,865,612人	3,000,000人	134,388人

施策Ⅴ-4 フィルムコミッションの推進

（１）施策の目的

映画、テレビやCM等のロケーション撮影を誘致し、映像によるまちのPRと活性化、観光の振興に努めます。

（２）現状と課題

観光協会が中心となり観光及び文化施設等のロケーション撮影の支援を行っています。

また、「栃木県フィルムコミッション」に参加し、本市のロケーション地の誘致を図っていますが、本市の知名度を向上させるためには、市内外に本市の魅力を積極的に発信する必要があります。

（３）施策の展開

ロケーション撮影地の掘り起こしに努め、メディアに対し積極的に情報発信を行ないます。

また、今まで撮影された場所について、観光資源としてPRに努め、知名度アップを図ります。

ア ロケーション撮影地の掘り起こしと情報の発信

イ 今までに放映された場所のPR

ウ 撮影時の受け入れ態勢の強化

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
撮影候補地数	53か所	70か所	17か所
放映件数	6件	40件	34件
撮影の問い合わせ件数	30件	180件	150件

※ 成果指標は累計数とします。

（１）施策の目的

用途を廃止した未利用施設、特に廃校施設については、有効な利活用に取り組み、地域づくりや地域活性化を推進します。

（２）現状と課題

平成２９年３月に策定した真岡市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から公共施設を総合的に管理し、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供するとともに、用途を廃止した未利用施設については、公的な目的による利活用又は売却等を進めています。

特に、平成３０年３月末には、小学校６校の統廃合により、山前南小、東沼小、中村東小、中村南小の４校が廃校となるため、地域や関係機関と協議・調整を図りながら、利活用を進めていく必要があります。

（３）施策の展開

公共施設等総合管理計画において定めた管理の実施方針に基づき、廃校施設を含む未利用施設の有効な利活用について検討を進めます。

- ア 庁内における未利用施設の利活用の検討
- イ 有識者や地域の代表者等で組織する検討委員会による廃校施設の利活用の検討
- ウ 廃校利活用による地域づくりや地域活性化の推進

（４）施策の実施目標

- 平成２９年度：未利用施設全般の利活用検討
 庁内における廃校施設の利活用検討
- 平成３０年度：未利用施設全般の利活用決定
 有識者や地域の代表者等で組織する検討委員会による廃校施設の利活用の検討
- 平成３１年度：廃校施設ごとの利活用方法決定
 （準備が整い次第、順次事業化を進めます）

施策Ⅴ－６

各種地域資源をつないだ「真岡ブランド」づくり

（１）施策の目的

日本一のいちごを核として、ＳＬ、真岡木綿など各種地域資源をつないだ「真岡ブランド」づくりを推進します。

（２）現状と課題

いちごまつり、市内の農産物直売所、とちまるショップや吉祥寺のイベントスペース等において、いちごを主とした本市の農産物や特産品、６次産業化商品のＰＲを行うとともに、魅力ある観光資源であるＳＬや真岡木綿などを活用した観光情報の発信を行っています。

更なる「真岡ブランド」づくりを推進するため、市の魅力を市内外に積極的かつ効果的に情報発信し、市の知名度やイメージを向上させ、交流人口や定住人口を増加させていくことが必要となっています。

（３）施策の展開

- ア 全国いちごサミットの開催、真岡式グリーンツーリズムの構築など、いちごを核として、関係機関と連携した積極的な情報の発信
- イ いちごとＳＬや真岡木綿など魅力ある市の観光資源を連携させたＰＲの強化
- ウ いちごで統一した公共施設の愛称などを活用し、さらなる知名度の向上やイメージアップに向けた情報発信の強化

（４）施策の成果目標

真岡市のブランド力を高める。

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
観光客入込数（交流人口）	2,865,612人	3,000,000人	134,388人

施策Ⅴー７ スポーツによるもおか創生の推進

（１）施策の目的

「する」「観る」「支える」スポーツを通じ、競技者等の育成機会やスポーツイベント・大会等の開催により、スポーツによる多様な効果を活かしたもおか創生を推進します。

（２）現状と課題

近年、社会の生活形態の変化により、市民の体力や運動機能の低下が見受けられ、少子化や家族形態の変化、地域社会との連携の希薄化される中、子どもの運動離れによる体力の低下も懸念されています。

また、本市のスポーツにおいては、多くのスポーツ競技種目がある中で、もおかから抜き出た競技種目や競技者がなかなか生まれていないのも現状です。

このような状況の中、市民一人ひとりにスポーツ活動の機会を提供し、継続的な実践をしていくことが必要となります。

特に、する・観るスポーツを通して、スポーツによるもおかを推進するには、子どもの頃からいろいろな機会ですスポーツに触れ、親しむことが必要であり、さらに競技者の向上を目指し、高いレベルでの競技者や指導者と身近に触れ合う機会の創出も必要となります。

支えるスポーツとして、地域活性化を図るもおか創生を推進するには、市民をはじめ、県内外から多くの人々が訪れ集まる大会やスポーツイベントの開催を通じて、スポーツによる地域活性化の高い関心を持ってもらい、多方面から支える地域の活力が必要となります。

平成３４年に栃木県で開催される第７７回国民体育大会に向けた契機として、スポーツに関わることでできる環境を整え、スポーツ競技力の向上と競技者の育成や、スポーツによるもおかの活力及び魅力の創出をしていくことが課題となっています。

（３）施策の展開

ア スポーツ競技力向上の推進・機会の提供

（ア） 総合運動公園の整備・充実

（イ） 栃木ＳＣ支援事業の展開

（ウ） 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団の活動支援

（エ） スポーツ少年団サポーター登録制度の創設

イ スポーツイベント開催による地域コミュニティの推進

（ア） 真岡井頭マラソン大会の開催

（イ） はが路ふれあいマラソン開催

（ウ） ツール・ド・とちぎ（自転車ロードレース大会）参画

ウ スポーツ推進計画の策定及び市を代表するスポーツ競技の育成推進

（４）施策の成果目標

指標名	基準年次 (平成27年度)	目標年次 (平成31年度)	増減
競技力向上成果（年表彰者数）	88人	98人	10人
総合型地域スポーツクラブ会員数	—	350人	350人

施策Ⅴー８ コミュニティFM整備事業

（１）施策の目的

コミュニティFMは、地域限定の放送局であり、その地域に密着した話題や行政情報等を提供することで地域のコミュニケーションを成立させ、まちを元気にするとともに、防災・災害時のメディアとして、まちの安全・安心を担います。

（２）現状と課題

コミュニティFMは、全国的にも地域活性化に寄与し、無線で情報提供ができる利点を活かし防災・災害時のメディアとして活用されています。

コミュニティFMの場合、自治体は放送事業者になることができないため、公設民営方式にせざるを得ません。

課題としては、コミュニティFMの必要性を理解してもらい、市民の応援が得られる体制の整備、基本的に運営資金は広告料金のみであるため収入を補完する事業展開の検討、緊急告知ラジオやスマートフォンアプリなど、誰でも簡単に受信できる方法などを検討する必要があります。

（３）施策の展開

放送番組内容を含めた事業計画の策定や、運営事業者の選定を進めます。

電波の特性上アンテナは高所に設置する必要があり、耐震性を考慮した場合、新庁舎に整備することが最適と考え、新庁舎開庁後の開局を目指します。

（４）施策の実施目標

- 平成２９年度：周波数調査を実施、周波数の確保
- 平成３０年度：先進地視察等の実施、事業内容の検討
- 平成３１年度：事業計画書の策定